

委託仕様書

1 件名

江東区環境学習講演会業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

3 履行場所

江東区指定場所

4 支払条件

完了後一括払いとする。

5 業務目的

未来を担う子どもたちへより良い環境を残すために、2050年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ江東区」と、江東区環境基本計画（後期）の目標「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現に向けて、区民及び区内事業者の環境に配慮した取り組みの推進を図る。

6 業務内容

（1）環境講演会の実施

次の条件により、上記5に掲げる目的を達成するための講演会を2回企画し開催する。

- ① 参加対象は、1回は区内在住の小学生と保護者、1回は区内の事業者とすること。
- ② 開催日は、区内在住の小学生と保護者を参加対象とした講演会については令和4年12月18日（日）（午前10時開始）を予定している。区内の事業者を参加対象とした講演会については令和5年1月（日時未定）を予定している。
- ③ テーマは、各参加対象を考慮した異なるテーマとすること。
- ④ 各回とも、所要時間は90分程度、定員は50名程度、参加費は無料とすること。

(2) 講師の選定・調整等

本業務を効果的なものにしうる、かつ集客につながる講師を各講演会につき1名選定する(1回目と2回目でテーマが異なるのであれば、同一の講師でも構わないものとする)。また、日程調整から講演会当日の補助等、本業務が円滑に運営されるよう講師との連絡調整を行う。なお、講師の選定においては、区へ事前に報告し承認を得るものとする。

(3) その他

- ① 講演会当日に責任者を配置し、区職員の補助を行うこと。
- ② 講演会当日に参加者に配布すべきテキスト・資料等がある場合は、その作成及び参加者分の印刷を行うこと。
- ③ 区の貸出品を除き、講演会で講師が使用するパソコンや道具など必要な物品等を用意すること。

7 区が行うこと

- (1) 会場の手配(講師控室を含む)は区が行う。また、会場の使用にかかる費用は区が負担する。
- (2) 講演会は事前申込制とし、区が広報、募集、参加者決定及び決定通知書の送付を行う。また、これらにかかる費用は区が負担する。
- (2) 講演会でプロジェクター、スクリーン及びマイクを使用する場合は区が準備する。また、これらの備品の使用にかかる費用は区が負担する。
- (3) 講演会当日に使用する新型コロナウイルス感染症対策に必要な、アルコール消毒液、非接触型体温計、飛沫防止アクリル板等の消耗品・物品等は区が準備する。
- (4) 講演会当日の出欠確認等受付事務は区が行う。
- (5) アンケートの作成及び調査・分析は区が行う。
- (6) 障害のある方からの参加希望があった場合の手話通訳者の手配、及び費用は区が負担する。

8 業務を遂行する上で遵守すべき事項

- (1) 受託者は、業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、不当な目的で利用してはならない。また、区の許可を得ず情報の複写を行ってはならない。このことは、契約終了後も同様とする。

- (2) 受託者は、業務の全部または主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ区の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。なお、再委託を行った業務の結果については、受託者がその責任を負うものとする。
- (3) 受託者は、新型コロナウイルス感染症対策に関して国や都が発する対策等の最新情報を確認した上で、それを遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、本委託契約に基づき、江東区温暖化対策課環境学習情報館と綿密に連絡を取り、その指示に従い誠実に業務を遂行するものとする。
- (2) 本委託契約に関する協議や各種打ち合わせに要する経費は、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）についてはその賠償責任を負うものとする。ただし、その損害のうち区の責めに帰すべき理由により生じたものについては、区の負担とする。
- (4) 天災地変、新型コロナウイルス感染症その他やむを得ない事由により本業務の遂行に疑義が生じた場合は、区と受託者とが協議した上で、本委託契約の内容を変更することができるものとする。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、区と受託者で協議を行い、決定するものとする。

10 担当

環境清掃部 温暖化対策課 環境学習情報館（えっこくる江東）
伊橋、駒田
電話：03-3644-7130